

11 住 宅

1 住宅の改修補助金、補修・増改築・保全の資金貸付

住宅の改修等を行う際、次の補助金、貸付資金を利用することができます。

(1) 帯広市あんしん住宅改修補助金（帯広市独自）

身体状況に合わせた住宅の改修に対する補助金です。詳細につきましては、以下をご覧ください。

1. 目 的	空き家を含めた住宅の身体障害者・要介護者等の身体状況に合わせた改修により住宅機能の向上を促進し、快適な住環境の充実に努めます。
2. 対 象 者	<u>以下の項目を全て満たしていること</u> ① 本市の住民票に記載されている方 ② 市税等を滞納していない方 (納税状況により対象となる場合があります。) ③ 所得※の世帯総額が550万円以下（確認できる最新のもの） ④ 暴力団員でない方 ⑤ 下記のどちらかに該当する方 (1) 身体障害者福祉法に基づく1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている方 (2) 介護保険法に基づく要介護者または要支援者の認定を受けている方
3. 対 象 住 宅	<u>以下の項目を全て満たしていること</u> ① 現に対象者が居住している住宅、または、改修後に居住する住宅 ② 過去10年以内に帯広市ユニバーサルデザイン住宅補助金または本制度に基づく補助金を受けていない住宅 ③ 昭和56年5月31日以前に建築された住宅（旧耐震基準の住宅）で木造軸組工法により建築されたものについては、市で行う「無料耐震簡易診断」を受けなければならない。
4. 施 工 業 者	建築業等を営む方で市内に事務所、営業所等を有する法人。または、市内に住所を有する個人。
5. 補 助 内 容	最大30万円（補助率80%）
6. 申 請 期 限	予算枠に達するまで
7. そ の 他	・ 申請期間内であっても予算枠に達した時点で受付を終了します。 ・ 申込みから補助金の受け取りまでを同じ年度で行っていただきます。 ・ 補助額は補助対象工事費（消費税除く）に補助率をかけた金額です。端数が生じる場合、千円未満は切り捨てとなります。
8. 相 談 ・ 問 合 先	(市) 建築開発課 ～ 市役所6階 ☎65-4179

※ 所得とは、収入から必要経費を差し引いた金額のことです。

申し込みの流れ

補助申請（申請者→市）



補助金交付決定通知（市→申請者）



工事



工事完了実績報告書提出（申請者→市）



補助金受取り

※申請は、年度内に全て完了してください

申込み・問合せ先 （市）建築開発課 ～ 市役所6階 ☎65-4179

(2) 生活福祉資金の住宅資金

障害者世帯や低所得世帯の方などが、住宅の補修、改築などを行う際に資金の貸付を受けることができます。居住地区の民生委員にご相談ください。

1. 対 象 者	低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯
2. 対 象 住 宅	補修、増築・改築（新築を除く）・保全の為に必要な経費
3. 貸付限度額	250万円以内
4. 利 率	連帯保証人を立てる場合は無利子。立てない場合は年1.5%。
5. 償 還 期 間	据置期間6か月以内 償還期間7年以内
6. 留 意 事 項	貸付できない場合 ・他制度の貸付が可能な場合、他制度が優先となります。 ・新築および土地、住宅の新規取得・工事内容が違法なもの ・建物を取り壊すための経費
7. 相談・問合先	・各地区の民生委員 ・(福) 帯広市社会福祉協議会 ～ 帯広市公園東町3丁目9-1 帯広市グリーンプラザ内 ☎21-2414

2 身体障害者向公営住宅

日常生活で車椅子を常用している方向けに次の市営・道営住宅があります。

(令和7年9月1日現在)

1. 市 営 住 宅	① 東5条南18丁目 (南東団地) ～ 2戸 ② 柏林台南町4丁目 (柏林台団地南町) ～ 4戸 ③ 柏林台北町3～5丁目 (柏林台団地北町) ～ 12戸 ④ 柏林台西町3～4丁目 (柏林台団地西町) ～ 4戸 ⑤ 西17条南6丁目 (若葉団地) ～ 8戸 ⑥ 西19条南4丁目 (明和団地) ～ 4戸 ⑦ 西15条南36丁目 (稲田団地) ～ 2戸 ⑧ 大空町6丁目 (大空団地5街区) ～ 1戸 ⑨ 大空町11丁目 (大空団地2街区) ～ 2戸 ⑩ 大空町1丁目 (大空団地光) ～ 2戸
2. 問 合 先	(市) 住宅営繕課 ～ 市役所3階 ☎65-4190
1. 道 営 住 宅	① 柏林台中町1丁目 (柏林台中央団地) ～ 2戸
2. 問 合 先	(株) エーワンホーム(指定管理者) ～ 西8条南13丁目 ☎22-2013

3 公営住宅の優遇措置

身体障害者の方が公営住宅へ申込み場合、抽選番号の加算などの優遇措置を受けられる場合があります。

1. 対象の世帯	身体障害者の方がいる世帯（身体障害者手帳1～4級の方）
2. 問 合 先	(1) 市営住宅 (市) 住宅営繕課～市役所3階 ☎65-4190 (2) 道営住宅 (株) エーワンホーム(指定管理者) ～ 西8条南13丁目 ☎22-2013